事前調査図

縮尺　１：５００
世界測地系（2011）
縮尺係数0.999914

羽島郡岐南町[redacted]丁目　[redacted]０番

街区多角点節点
1A014
B68
0.000

点　名	Ｘ座標	Ｙ座標
1A014	[redacted]	[redacted]
[redacted]		
-33622.140		

B71 [redacted]

E16 [redacted] -25.189

[redacted] -3[redacted]

XC122 [redacted]

XC148 [redacted] 336

222-1

223-1
畑　571㎡
実測　573.60㎡
(+2.60㎡)

[redacted]様
[redacted]子様
[redacted]-1
雑種地　1178㎡

[redacted]-1

[redacted]様
232
畑602㎡
実測608.01㎡(+6.01㎡)

[redacted]様
230
畑　531㎡
実測　528.90㎡
(-2.10㎡)

[redacted]雄様
229
畑　520㎡
実測　526.27㎡
(+6.27㎡)

[redacted]美様
[redacted]3
畑59㎡

[redacted]弘様
2[redacted]-1
畑316㎡

合計375㎡
実測381.01㎡
(+6.01㎡)

[redacted]様
231
畑　189㎡
実測　191.31㎡
(+2.31㎡)

合計295㎡
実測296.87㎡
(+1.87㎡)

233　234
参134㎡　参161㎡

235-2　236-3　238　239
235-1　236-1
240-1　240-2　240-3　240-5　240-6　240-7　240-8　240-9　240-10　240-11　240-12
242-1　242-2　242-3
264-1　264-3
267-1
267-3
267-4
畑　245㎡
実測　248.24㎡（+3.24㎡）
265-1
畑　234㎡
実測　238.26㎡（+4.26㎡）

A　B　C　D

道　路
道　路（4.60m）
水　路（3.30m）

【基準】E1 ｺﾝｸﾘｰﾄ(町)
【基準】B17
【水路基準】

B69 ﾌﾟﾚｰﾄ(国)
B59 現
B60 ﾌﾟﾚｰﾄ(国)
B61 現
B62 コン杭
B63 計 E18
B64 コン杭
B66 CB角
B58 コン杭
B74 CB
B73 コン杭
B70 側溝角
B71 [redacted]053)
B72 ﾌﾟﾚｰﾄ
B75 ﾌﾟﾚｰﾄ
B76 ﾌﾟﾚｰﾄ
B77 水内
B78 ﾌﾟﾚｰﾄ
B79 ﾌﾟﾚｰﾄ
B4 ﾌﾟﾚｰﾄ
B5 ｷｻﾞﾐ
B6 コン杭
B7 コン杭
B8 0.000
B9 コン杭 HS5
B10 コン杭 HS4
B11 コン杭
B12 ﾌﾟﾚｰﾄ
B13 コン杭
B1 コン杭 E10 計
B16 コン杭 E9 計
B17 コン杭
B22 コン杭
B23 コン杭 E13 計
E12 計
B24 水内
B25 コン杭
B26 コン杭
B27 コン杭 XA368
B19 コン杭
B20 壁角
E17 計
E18 計
B52 側溝
B51 ﾌﾟﾚｰﾄ XA370
B53 コン杭 側溝
B55 側溝
B56 コン杭
B57 壁角
B65 コン杭?
E2 計
E3 計
E5 計
E6 計
E7 計
E8 計
引 B54
XTS-0110
引 T2
引 B45
XTS-0111
B46 ﾌﾟﾚｰﾄ XA372
B47 ﾌﾟﾚｰﾄ
B48 ｷｻﾞﾐ
B49 側溝
B50 ｷｻﾞﾐ
B42 XTS-0112
B43 ﾌﾟﾚｰﾄ XA359
B44 ﾌﾟﾚｰﾄ
B32 コン杭 XA373
B31 コン杭 XA367
B35 鋲 XC140
B33 鋲 XC138
B34 コン杭
B36 コン杭 XA365
B37 水内
B38 水内
B39 鋲
T3 ｷｻﾞﾐ
T4 ｷｻﾞﾐ
HT-2
T1 ｷｻﾞﾐ
HT-4
B3 (0696-0052)
1009A
B2 街区三角点 0.002

HF25　HF41　HP47　HP48

XC101　XC103　XC104　XC107　XC109　XC110　XC111　XC113　XC114　XC115　XC116　XC117　XC118　XC120　XC121　XC122　XC127　XC128　XC129　XC130　XC131　XC132　XC133　XC134　XC135　XC136　XC137　XC138　XC139　XC140　XC141　XC142　XC143　XC144　XC145　XC148　XC152　XC153　XA374　XA375　XA377

① 申請地北側道路境界について

平成19年確定済みの土地 A ・ B の道路境界線はその西方延長線上既設ﾌﾟﾚｰﾄE1を含め、座標値上一直線である為、平成19年当時E1を基準に道路境界を査定したと思われる。かつ、査定資料には対側のﾃﾞｰﾀがない為、申請地側のみの片側査定にて確認したと思われる。

E1は平成10年に西側道路買収にて作成された地積測量図と整合する位置にﾌﾟﾚｰﾄ設置されている為、道路基準として妥当であると思われる。

今回申請地は、平成19年当時と同じ基準で査定し、道路現況幅員は4.60満たない箇所もあるが、同じく片側査定にて確認したい。

② 申請地南側水路境界について

水路西端 C ・ D はその西側道路借買収にて平成10年の地積測量図有りだが、座標値上の幅員は3.50m以上あり、かつ現地の境界ﾌﾟﾚｰﾄも座標値と整合する位置に設置されている為、水路境界の基準として考慮は難しい。

申請地対面の既設杭B17・B76を結ぶ直線と、その中間杭B16との座標値上の差は6mmであり、安定して一直線である。

申請地側の境界杭はどれも安定して直線の位置関係にはない為、対側の既設杭B17・B76を水路基準とし水路幅3.30mを確保するのが妥当であると思われる。

③ 民地の実測面積について

申請地街区内・水路対側土地街区内ともに登記簿面積は確保されており、今回の査定検討による齟齬はないと思われる。